東かがわ市告示第124号

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和８年９月15日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱（令和７年東かがわ市告示第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（交付の決定） 第５条　市長は、第３条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付決定（変更交付決定）通知書（様式第２号）により補助金の交付を申請した事業者に通知する。	（交付の決定） 第５条　市長は、第３条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助金の交付を申請した事業者に通知する。
２　略	２　略
（事業の変更等） 第７条　第５条の規定による交付決定通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該対象施設の業務の開始の日前に、第３条第２項の申請書又は同条第３項に規定する図書の記載事項若しくは算定額の配分を変更しようとするときは、遅滞なく、補助事業等変更申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更であって市長が認めるものについては、この限りでない。	（変更の届出） 第７条　第５条の規定による交付決定通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該対象施設の業務の開始の日前に、第３条第２項の申請書又は同条第３項に規定する図書の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、補助事業等変更届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	２　前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付決定（変更交付決定）通知書（様式第２号）により交付決定事業者に通知するものとする。	

改正後

様式第３号（第５条・第７条関係）

年　月　日

東かがわ市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者の職・氏名
（個人にあっては、住所及び氏名）

補助事業等変更申請書

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおりその内容等を変更したいので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。

１　変更した事業の内容	
２　変更後の着手・完了予定年月日	着　手　日　　年　月　日 完　了　日　　年　月　日
３　添付書類	（１）　変更後の補助事業計画書（別紙１） （２）　変更後の投下固定資産額内訳書（別紙２） （３）　その他参考書類
４　備　考	

改正前

様式第３号（第７条関係）

年　月　日

東かがわ市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者の職・氏名
（個人にあっては、住所及び氏名）

補助事業等変更届出書

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおりその内容等を変更したいので、東かがわ市設備投資及び創業等支援補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

１　変更した事業の内容	
２　変更後の着手・完了予定年月日	着　手　日　　年　月　日 完　了　日　　年　月　日
３　添付書類	（１）　変更後の補助事業計画書（別紙１） （２）　変更後の投下固定資産額内訳書（別紙２） （３）　その他参考書類
４　備　考	

附　則

この告示は、令和８年９月 15 日から施行する。